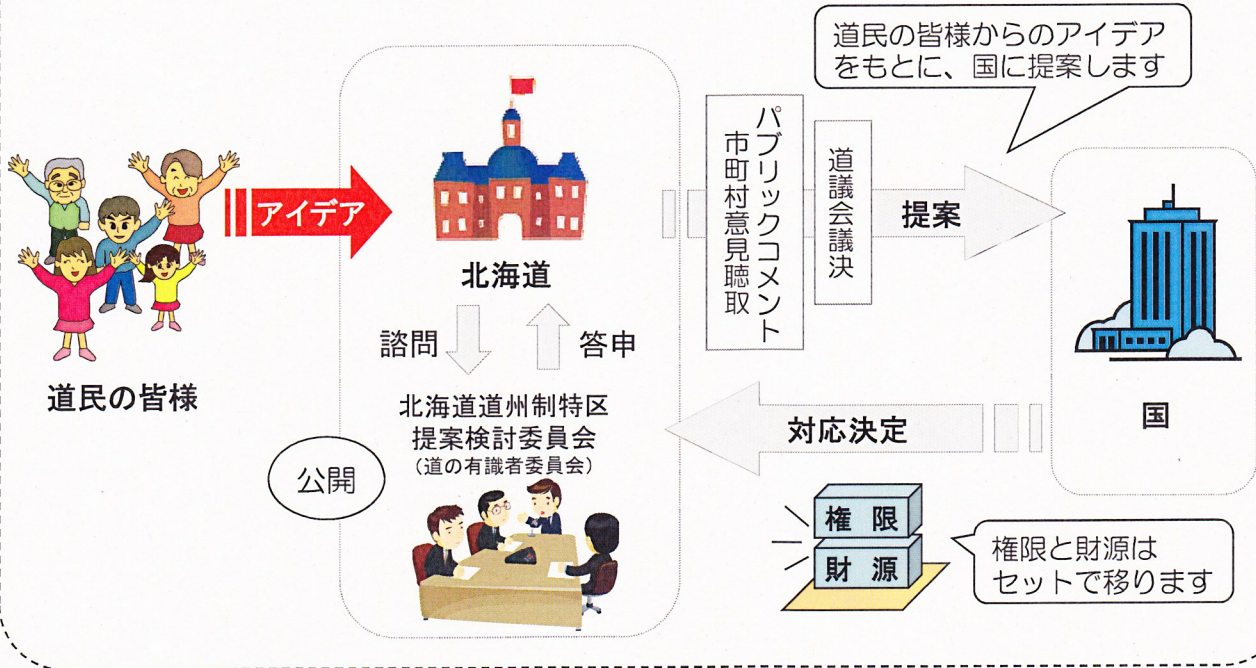


道州制特区提案のアイデア募集中！

- 道では、国から道への権限移譲等の提案を行うため、広く道民の皆様のアイデアを募集しています！

道州制特区制度とは

将来の道州制導入の検討に資するため、特定広域団体（現在は北海道のみ）からの提案を受けて、国から特定広域団体への事務・事業の移譲等を進めていく仕組み



- これまで6回、計33項目の国への提案を実施
→道の提案に対して、国が対応を行うとしたものが22項目
継続して検討する等としたものは8項目（対応検討中のものが3項目）
- 実現した道民アイデアの例

（平成19年12月提案）

水道法に基づく監督権限の移譲

給水人口等の基準により、国と道に分かれている水道事業者等の監督権限を、道に移譲し監督できる仕組みにしてほしい（水道の事故が起きた時に、道は国が所管している水道事業者への対応ができない仕組みになっている。）

くらしの
安全・安心
の確保

国の対応（平成21年1月政令改正）

監督権限が道に移譲され、道が道内全ての水道事業者の監督を行えることとなった。

- アイデア提出方法・提出先

- (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部地域主権・行政局地域主権課
- (2) ファクシミリ 011-232-2743
- (3) 電子メール sogo.syukendousyu@pref.hokkaido.lg.jp

道州制特区に関する詳細な情報を、道のホームページに掲載しております。是非ご覧ください。
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/cks/bunken/doushuusei-top.htm>